

伊予市補助金等の見直し基準（平成18年11月）の検証

1 基本的考え方（補助金の見直しを進めていく上での5つの考え方）

(1) 事業費への移行

補助金等の交付は、本来事業費を対象に補助されるべきであり、もとより「公益上必要がある場合」に限り支出が許されるものであることから、公益事業に対する活動が予定され、事業目的達成のため行政が財政的支援を必要と判断された場合に交付されるよう、補助対象事業を明確に限定し、補助の効果、必要性を事業評価により検証する。

⇒考え方として有効。補助の効果、必要性の明示が必要

(2) 団体運営補助金のあり方

(1)のとおり、補助金は本来、公益事業に対する財政的支援という考え方から、団体運営補助金については、補助の対象となる経費の範囲を定め、終期を設定した上で段階的に削減していくべきである。

なお、本市が推進する「地域分散型のまちづくり」や「参画と協働のまちづくり」のため及び地域が自立していくための自治組織等に対しては、一定の期間補助金等により財政的支援を行っていく必要がある。

また、別に定める外郭団体の経営に関する指針（平成18年7月1日制定）に基づき、団体の経営改善、団体運営のあり方を検証し、見直し、改善、自立を求めていく必要がある。

⇒考え方としては有効。国や県に関連のある団体、市政運営に必要な団体、特に法令で定めているものは別途規定の必要あり。

例：行政相談員（総務大臣委嘱）、人権擁護委員、保護司（法務大臣委嘱）、民生委員（厚生労働大臣委嘱）、更生保護女性会（法務省所管）、消防団団本部・分団本部（伊予市消防団に関する規則）等

(3) サンセット方式（終期の明示）の確立

補助が長期にわたる場合、既得権化等様々な問題が発生してくるため、絶えず見直しを行うとともに、新規補助金は制度の制定の際、既存の補助金は見直しの際、明確な終期を定める必要がある。

終期設定の基準は、原則として通算5年を限度とする。

⇒考え方としては有効。ただ補助金によって考え方は変わるので、一律に定

めるべきではない。

(4) 補助事業の情報公開と説明責任

公平性、透明性、公益性の確保の観点から、補助事業の情報を広く市民に公開するとともに、事業の目的、内容、効果など市民に積極的に説明する必要がある。そうしたことで、補助事業者等の自覚を促し、より高い事業の成果を期待していく。

⇒考え方としては有効。公平性、公益性の確保（説明責任）を加えた上で公開する。

(5) 予算への反映

非常に厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に事務事業の取捨選択を徹底し、次項の基準に沿って、廃止・縮小・統合など積極的に見直しを行い、確実に予算に反映する。

2 補助金等の見直しに関する基準

(1) 廃止

次に掲げるものは、廃止する。

① 既に施策が普及し事業効果が明確で補助の目的が達成されたもの

⇒一般的には、未熟な団体や新たな取り組みが成熟・成就し、補助金の支出の必要性がなくなったもの。後段の「事業効果が明確で補助の目的が達成されたもの」だけをとらえると、ほとんどの補助金が「該当」と取れる。担当課のとらえ方による。

② 社会情勢の変化により、事業の効果が薄れているもの

⇒「事業の効果が薄れているもの」は有効であるが、「社会情勢の変化」はとらえにくい。次の③とまとめてもよいのではないか。

③ 長期にわたり継続している補助事業でありながら、その効果が現れず、また、今後補助を続けることによる効果が期待されないもの

⇒考え方として有効。申請時の「目標」又は「期待される効果」や実績報告で「効果」の検証があれば判断可能。現課判断で可能なものもある。

④ 補助事業の目的や求める効果があいまいで不明確なもの

⇒考え方として有効。統一基準として「効果」を求めるのであれば、判断可能。

- ⑤ 10年以上にわたり継続している団体育成補助
⇒団体育成補助金の考え方との整合を取る必要がある。考え方としては有効であるが、「育成」と入っており、「10年以上にわたり継続している団体育成補助」とは一線を画すべき。
- ⑥ 本来、国・県・民間等で負担すべきもので、市の負担が適当でないもの
⇒要綱を基準とした現課判断では、判断しかねる。「該当」ととらえる補助事業は、国庫補助や県補助を含む事業（国・県・民間等も負担している。）ととらえている。
- ⑦ 最終補助金額が5万円未満のもの又は補助率が10%未満の小額、低率補助のもの
⇒結果として、「該当」かどうか判断しやすい項目。「効果」が著しいのであれば、金額の多寡は問わない。むしろ少額・低率補助を定める補助金要綱を検証すべきかもしれない。
- ⑧ 融資、貸付事業等への転換で、費用対効果の最適化が図れるもの
⇒「該当」2件。施設整備費の補助などを「該当」としているが、補助金の基準として疑問。
- ⑨ 補助事業が収益を伴うもので、他の措置により十分目的が達成できるもの
⇒「該当」なしではあるが、例えば自立を目指す団体であれば、サンセット方式の要素はある。
- ⑩ 行政が関与すべきでないもの又は公益性に乏しいもの
⇒「該当」2件。国のトンネル事業が該当。市の補助金見直し基準としては疑問。

(2) 整理合理化

次の基準により、整理・合理化を図る。

- ① 類似の目的、同一の者に対する補助金は、整理し統合をする。
⇒考え方としては有効。「類似の目的（似たような対象に対する補助金名）」は委員からも指摘あり。同一の者に対する補助金は、部署が異なれば不明な場合も。

② 補助対象経費を整理し明確にした上で、弁当代、懇親会などの飲食に係るもの、宿泊費・旅費等で市の基準を超えるもの、補助事業の遂行に直接関係せず、他の団体への迂回助成及び人件費のみに係るものは、原則補助対象経費としない。

⇒考え方としては有効。ただ実績報告に弁当代、懇親会が含まれている補助事業が結構ある。整理の必要性あり。

③ 地域間における公平性が保たれないものは、整理し統一化を図る。

⇒考え方としては有効。特定の地域・団体に偏らないよう、公益性を確保した補助金とすべき。

④ 事業計画、予算計画、実績報告等必要書類の提出を義務化し、常に事業目的、事業効果等を把握する。

⇒前段の「事業計画、予算計画、実績報告等必要書類の提出を義務化し、」は、全ての補助金交付要綱で共通。これを「該当」ととらえている節あり。「事業効果」の把握は見られない。

⑤ スクラップ・アンド・ビルド（廃止・新設）の原則を踏まえること。

⇒廃止した財源で新設は考えにくい。補助金支出の総枠を決めるのであれば、ビルド・アンド・スクラップ（新たな補助事業を新設する代わりに、既存の補助事業を廃止する）という考え方も可能。

(3) 縮小

次に掲げるものは、縮小する。

① 継続される補助事業で、毎年多額の剰余金又は積立金が生じているもの
⇒「毎年」推移を確認はしていない。多額の剰余金又は積立金で対応できるのであれば、縮小又は廃止は可能。

② 事業の財源の大半が補助金であるもの

⇒団体運営補助金との整合性を取る必要性はある。自立が見込めない育成補助であれば、縮小又は廃止は可能。

③ 過大な計画又は単年度での執行が難しいと判断されるもの

⇒「該当」となる事業は、整備促進事業、振興事業、推進事業や継続事業がほとんど。見直し基準としては疑問。むしろ単年度完了していなくてもその「効果」を測る方が重要と思われる。

④ 補助率が50%を超えるもの

⇒団体運営補助金との整合性を取る必要性はある。自立が見込めない育成補助であれば、縮小又は廃止は可能。

⑤ 毎年定められる市の予算編成方針に基づくもの

※予算編成方針「補助費等のうち、補助金・助成金等については、「伊予市補助金等審議会の答申」を踏まえたものとなっているか否か、再度全事業を対象に見直すとともに、縮小・廃止を含めた検討を行うこと。なお、新規の補助金・助成金は、原則認めない。」、その他繰越財源や自己財源があるものは一旦廃止。行政効果が低下したものは廃止を含め検討。会費的負担金は類似団体への加入、行政効果が低下したものは加入を取りやめる。

⇒新たなガイドラインを作成する必要あり。

(4) 拡大（重点配分）

① 市が進める「参画と協働のまちづくり」のための地域自治の推進に係るもの

⇒現課のとらえ方によってまちまち。第1次総合計画の施策の一つ。

② 市総合計画の推進のための施策に合致した地域が自主、自立的に行うもの

⇒現行は現課判断による要綱作成のため、重点配分かどうかの判断は難しい。「市総合計画の推進のための施策に合致した事業」ととらえるとまさに全事業対象となる。

③ 市の重点施策に係るもの

⇒重点施策の定義があいまい。